

## おわりに

中央区立日本橋中学校 副校長 飯塚 善行

平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正され、翌年には学校教育法も改正されました。その改正学校教育法第30条第2項に、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と学校教育の目標が付加されました。

本校の研究は、まさにこの条文を追究してきた取り組みと言えます。また、教育関連法の改正に伴い、平成20年3月に新しい学習指導要領が告示されたことから、私たちは新学習指導要領をよりどころとして研究を進めてきました。新しい学習指導要領は、21世紀がいわゆる「知識基盤社会」の時代であり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっていること、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査結果の分析から我が国の児童生徒に見られる課題を踏まえて改訂されたことは周知のとおりです。また、学習指導要領に基づいて編成される各学校の教育課程は、必要な限度で定められた基準に従いながらも、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即して責任をもって、編成、実施することが必要です。

これらのことを踏まえて、私たちは、大きな教育の流れを意識しつつも、本校の地域や生徒の実情に相応しい教育は何なのか模索するとともに、僭越ではありますが、どの学校でも取り組める実践を目標に研究を進めてきました。

学力向上を図るためには、学習意欲の向上や学習習慣の確立が前提との考えから、「生活と学習のサブノート」の取り組み、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能の習得のための繰り返し学習や、各種検定・コンテストの実施と結果の称揚、学習面談等実施してきました。また、思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、各教科・領域において、意図的に音読・暗唱、記録、要約、説明、論述、発表等を取り入れてきた実践等は、本誌をご覧になればご理解いただけることと思います。

本研究の実践が、研究主題の意を十分に果たしえたものかどうかについては、是非忌憚のない評価をいただきたいところです。しかしながら、本研究を進めていく過程で、教員一人一人が、この指導や取り組みでよいのか、試行錯誤を重ね、お互いにコミュニケーションを図り、迷った時は学習指導要領を熟読していったことは、教育基本法の第9条の「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」という教員としての本分をとらえたものであると実感しています。

ともあれ、私たちの研究はさらに継続して実践されます。今後も、各方面からのご指導・ご鞭撻を賜れば幸いです。

結びに、本研究を進めるに当たり、ご指導・ご助言いただいた各講師の先生方、ご理解・ご協力をいただいた地域・保護者の皆様、物心両面にわたりご支援いただいた文部科学省、東京都教育委員会、中央区教育委員会の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。特に、前副校長であり中央区教育委員会統括指導主事の佐藤太先生には、特段のご配慮ときめ細かいご指導・ご助言をいただき、改めてこの誌面をお借りして心から感謝申し上げます。